

動産総合保険

(携行品一式特約条項セット) (国内担保)

■ 保険金をお支払いする場合

日本国内において、被保険者(補償を受けられる方)の居住する住宅^(※)(以下「住宅」といいます。)から被保険者によって一時的に持ち出され、または住宅外において携行中もしくは、住宅外で取得し、住宅に持ち帰るまでの間の被保険者の所有する身の回り品に、不測かつ突発的な事故によって生じた損害に対して、損害保険金を支払います。

※住宅には敷地は含まれません。その住宅が長屋または共同住宅の場合は、その占有部分および専用使用权のある部分に限ります。

以下の物は保険の対象になりません。

①船舶(ヨット・モーターボート・水上バイク・ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ②自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ③携帯電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品④義歯、義肢、コンタクトレンズ、その他これらに類する物 ⑤動物および植物 ⑥印紙、切手 ⑦預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、その他これらに準ずる物 ⑧稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物⑨1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品 ⑩現金 ⑪手形、小切手、商品券その他の有価証券 ⑫乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券および旅行券。ただし、定期券は補償の対象となります。)

■ お支払いする保険金

①**損害保険金**:携行品に生じた損害を保険金額(ご契約金額)を限度に時価額に基づいて算定します。

全損の場合……時価額または保険金額(ご契約金額)のいずれか低い額をお支払いします。

分損の場合……事故発生直前の状態に復するための修理費用を損害額として免責金額(自己負担額)

(*)を控除してお支払いします。

ただし、修理の結果、事故発生直前の状態よりも時価額が増加した場合は、増加額に相当する額を控除した額を損害額とします。

(*)1回の事故ごとに損害額のうち1,000円(免責金額(自己負担額))をご自身で負担していただきます。

②**残存物取片づけ費用**:損害保険金を支払われる場合、保険の対象(ご契約の対象となる携行品)の残存物の取片づけ費用をお支払いします。ただし、損害保険金の10%に相当する額を限度として実費をお支払いします。(損害保険金との合計額が保険金額(ご契約金額)を超過する場合にもお支払いします。)

③**損害拡大防止費用**:保険金を支払うべき損害が発生した場合において損害の拡大防止または軽減のために要した費用のうち必要または有益であったものをお支払いします。(保険金額(ご契約金額)または時価額のいずれか少ない額から①の損害保険金の額を差し引いた残額を限度としてお支払いします。)

④**権利保全費用**:引受保険会社が保険金をお支払いするのと引換えに取得する第三者から損害賠償等を受けられる権利の保全もしくは行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いします。

(※1)本保険では、臨時費用保険金不担保特約条項が自動セットされるため、普通保険約款記載の臨時費用保険金をお支払いしません。

(※2)保険金をお支払いした場合でも、保険金額(ご契約金額)は減額されません。

■ 保険金のお支払いについて

①時価額^(※)でお支払いします。

②盗難の場合…警察への届出が必要となります。

※ご契約者または被保険者(補償を受けられる方)が正当な理由なくこれらの届出を行わなかったときは、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- ご契約者、被保険者(補償を受けられる方)、保険金受取人またはこれらの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 被保険者(補償を受けられる方)と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 水災によって生じた損害
- 核燃料物質やこれに汚染された物の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
- 保険の対象(ご契約の対象となる携行品)のかしによって生じた損害
- 保険の対象(ご契約の対象となる携行品)の自然の消耗もしくは劣化、ボイラスケール、保険の対象の性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵または自然発熱、その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
- 置き忘れ、紛失によって生じた損害
- 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害(消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。)
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 保険の対象(ご契約の対象となる携行品)に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
- 電氣的または機械的事故によって生じた損害(火災または破裂・爆発が発生した場合や不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。)
- 保険の対象(ご契約の対象となる携行品)の修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害(火災または破裂・爆発が発生した場合を除きます。)
- 使用人等の不正行為によって生じた損害
- 汚れ、擦傷、かき傷、塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象(ご契約の対象となる携行品)の機能に支障をきたさない損害(これらの損害が他の損害と同時に発生した場合を除きます。)
- 真空管、ブラウン管、電球等その他これらに類似の管球類に生じた損害(保険の対象(ご契約の対象となる携行品)のその他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。)
- 冷凍・冷蔵装置の破壊、変調もしくは機能停止によって起こった温度変化のために冷凍・冷蔵物に生じた損害(火災、破裂・爆発、冷凍・冷蔵車の不測かつ突発的な事故により24時間以上の冷凍・冷蔵装置の機能停止があった場合を除きます。)
- 詳細はご契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります普通保険約款、特約条項(以下「保険約款」といいます。)によりますので、ご不明の点がありましたら代理店にお問い合わせください。
- この保険契約は、イトーヨーカドー労働組合を保険契約者とし、イトーヨーカドー労働組合の組合員を被保険者(補償を受けられる方)とする携行品一式特約条項をセットした動産総合保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解除する権利等はイトーヨーカドー労働組合が有します。

■ もし事故が起きたときは

- この保険で補償されると考えられる損害が生じた場合は、遅滞なく代理店にご連絡のうえ、保険金請求のお手続きをお取りください。

■ 代理店

- 代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立したご契約については引受保険会社と直接契約されたものとなります。